

平成18年(2006年)3月15日
建設委員会資料
都市整備部土木担当

特別区道路線の認定について

道路法に基づき、以下のとおり特別区道路線の認定（以下「路線認定」という）を行う。

1. 路線認定の理由

本路線は主要幹線道路14号と特別区道45-270号路線を結ぶ幅員4.50mの道路であり、開発行為に伴い、新たに設置され、中野区に帰属される。区の区道認定基準に適合しているので特別区道路線として認定する。

2. 路線認定の対象路線

路線番号	45-920
位 置	起点 中野区上鷺宮二丁目355番先 終点 中野区上鷺宮二丁目357番先
延 長	130.43m
幅 員	4.50m

3. 路線認定後の管理

道路法に基づき区が管理を行う。